

**2021年度**  
**船橋市住居確保給付事業**  
(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う住居確保給付金の  
臨時窓口における相談支援・申請受付業務) 事業計画書

**1、住居確保給付事業の基本姿勢**

住居確保給付事業では、その事業の特性上、相談者は離職や収入の減少、住居喪失の恐れといった重大な課題を抱えており、大きな不安を抱えながら相談に来られる方も少なくありません。まずは、相談者の不安な気持ちを受け止めながら、丁寧な聞き取りを行います。

また、こういった課題の裏には生活面や健康面などに悩みを抱えている場合もあるため、住居や仕事のことに限らず、状況に応じて相談者の生活歴や家族関係など生活全体に関心をもって支援を行います。

**2、住宅確保支援**

住宅喪失者については、住宅の確保について不動産業者と連携しながら支援していきます。また、船橋市社会福祉協議会と連携し、入居資金や家財の購入、給付が出るまでの生活資金の必要性など状況に応じて総合支援資金貸付制度の情報提供を行い、支援していきます。

相談者の希望に寄り添いながら、本事業を利用することで自立ができるかどうかを見極め、相談者への提案を行っていきます。

**3、申請等支援**

住居確保給付金の対象者条件の確認や申請に必要な書類の提出について説明し、離職証明書類の確保など本人だけでは対応が難しい場合は、状況に応じてハローワーク等と連携して支援します。また、必要に応じて、不動産業者との調整も行います。

申請に当たっては、他市で既に受けている可能性がある場合は他市への照会や、ルームシェア、同居者の有無などの居住状況の実態を確認していきます。

**4、各事業との一体的支援**

「さーくる」の各事業と連携し、一体的な支援を目指します。

本事業の利用に至った生活全体の課題を捉え、一時的な家賃の補助に終わることがないよう、状況に応じて自立相談支援事業において生活の根本的な立て直しに向けた支援を行います。

就労支援については、1日も早い就労を目指すため、就労自立促進事業や状況に応じて無料職業紹介事業も併用し、相談者の希望に沿った就労ができるよう支援していきます。また、模擬面接や応募書類の添削、就労後については定着支援を必要に応じて行っていきます。

本事業の利用に至った経緯の中で家計管理の課題がある方については、家計改善支援事業の利用も提案し、就職活動中のやりくりのアドバイスや再就職後の家計収支の目標設定を行い、相談者が今後の生活に対して明確なビジョンを持つことができるよう支援していきます。

**5、個別支援から世帯支援へ**

本事業の利用を希望する相談者の家族にも課題がある場合には、自立相談支援事業において相談者本人を含めた世帯支援を行っていきます。